

記 者 提 供 資 料
2024 年(令和 6 年)12 月19日
総務局職員室給与担当(内線 2426) 直 通 (078)918-5006

2024年度人事院勧告に基づく給与改定について

本年の人事院勧告に基づく国家公務員の取扱いに準じて、本市職員の給与を改定する条例改正案が12月18日（水）に承認されました。

給与改定の内容等については、下記のとおりです。

記

1 主な給与改定の内容

(1) 一般職員の給料月額の上上げ（本年4月に遡って適用）

- ① 平均3.0%引上げ
- ② 初任給を引き上げる（大卒者で月額+23,200円）とともに、若年層に重点を置いての給料月額の上上げ

※ 特別職については、給料月額の上上げを行いません。

(2) 期末勤勉手当の上上げ（本年12月支給分から適用）

特別職及び一般職員ともに+0.10月分引上げ

2 給与改定による差額の支給

(1) 支給方法

条例改正に伴い、令和6年4月から12月までの月例給与及び期末勤勉手当について、改定後の給料月額及び期末勤勉手当の支給月数等で再計算を行い、既に支払った給与等支給額との差額を支給します。

※ 期末勤勉手当については、12月9日付の提供資料でお知らせしたとおり、12月10日に改正前の期末勤勉手当を支給しています。この改正前の支給額と、改正後の支給額との差額を支給することになります。（支給額の詳細については、次ページ参照）

(2) 支給日

令和6年12月27日（金）

【参考】改正後の2024年12月期末勤勉手当について

12月9日付の提供資料では、改正前の支給月数及び支給額をお知らせしました。

このたびの改正に伴う、改正後の支給月数及び支給額等について、以下のとおりお知らせします。

1 支給月数

	改正後	改正前	差
特 別 職	2.325月	2.225月	+0.10月
一 般 職	2.350月	2.250月	+0.10月

2 支給額

(1) 特別職及び市議会議員

	改正後	改正前	差
市 長	3,024,360 円	2,894,280 円	+130,080 円
副 市 長	2,497,050 円	2,389,650 円	+107,400 円
議 長	2,042,280 円	1,954,440 円	+87,840 円
副 議 長	1,860,930 円	1,780,890 円	+80,040 円
議 員	1,679,580 円	1,607,340 円	+72,240 円

(注) 支給額は所得税、社会保険料等の控除前の額です。

(2) 一般職（平均支給額）

	改正後	改正前	差
管 理 職	1,160,681 円	1,109,336 円	+51,345 円
一 般 職 (非管理職)	843,234 円	809,299 円	+33,935 円
全 職 員	893,752 円	857,046 円	+36,706 円

3 支給総額

	改正後	改正前	差
支 給 総 額	約 18 億 300万円	約 17 億2,900万円	+約 7,400万円